



# 埼玉県報

第113号  
令和2年(2020年)  
6月9日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 埼玉県自治体情報セキュリティクラウド運用・保守業務委託に関する契約の相手方等の公示 (情報システム課)
- Secure Remote DESKTOP サービス提供業務に関する契約の相手方等の公示 (情報システム課)
- 住民基本台帳ネットワークシステムにおける埼玉県に係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務委託に関する契約の相手方等の公示 (情報システム課)
- 県税収納データ作成業務委託に関する契約の相手方等の公示 (税務課)
- 埼玉県ホームページ運用業務委託に関する契約の相手方等の公示 (広聴広報課)
- 令和2年度埼玉県ふぐ調理師試験 (食品安全課)
- 嵐山中部土地改良区の役員就退任届 (東松山農林振興センター)
- 江袋溜井土地改良区の定款変更認可 (農村整備課)
- 荒川中部土地改良区の定款変更認可 (農村整備課)
- 有料公園施設等の使用料徴収事務委託 (大宮公園事務所)
- 宅地建物取引業者の聴聞 (建築安全課)
- 宅地建物取引業者の聴聞 (建築安全課)
- 宅地建物取引業者の聴聞 (建築安全課)
- 庄和浄水場浄水発生土収集運搬業務委託に関する落札者等の公示 (水道管理課)
- 新三郷浄水場浄水発生土収集運搬業務委託に関する落札者等の公示 (水道管理課)
- 選挙管理委員会の招集 (選挙管理委員会)

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年六月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県自治体情報セキュリティクラウド運用・保守業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム課県民サービス・システム共同化担当 埼玉県  
さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号JPタ  
ワー

5 契約金額

116,990,808円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1  
項第2号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年六月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
Secure Remote DESKTOPサービス提供業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企画財政部情報システム課県民サービス・システム共同化担当 埼玉県  
さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年4月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
AGS株式会社 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4丁目3番25号
- 5 契約金額  
49,584,568円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1  
項第2号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年六月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

住民基本台帳ネットワークシステムにおける埼玉県に係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム課住基ネット・マイナンバー担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地

5 契約金額

100,197,094円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

# 告 示

## 埼玉県告示第六百十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年六月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
県税収納データ作成業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社埼玉りそな銀行 埼玉県さいたま市浦和区常盤7丁目4番1号
- 5 契約金額
  - (1) 一般税収納データ  
12.7円 (県税収納金日計表データ入力税抜き1件当たりの単価)  
20.2円 (県税領収済通知書及び現金領収済報告書データ入力税抜き1件当たりの単価)  
6.4円 (OCR読み取り税抜き1件当たりの単価)  
29.9円 (収納データ作成手数料税抜き1件当たりの単価)  
5,000円 (個人事業税伝送化基本料金税抜き1行当たりの単価)  
12,000円 (L G W A N回線利用料金税抜き1か月当たりの単価)
  - (2) 自動車税等収納データ  
17.35円 (県税収納金日計表データ入力税抜き1件当たりの単価)  
15.43円 (県税領収済通知書及び現金領収済報告書データ入力税抜き1件当たりの単価)  
6.4円 (OCR読み取り税抜き1件当たりの単価)  
13.9円 (収納データ作成手数料税抜き1件当たりの単価)  
6,000円 (L G W A N回線利用料金税抜き1か月当たりの単価)
  - (3) 県民税利子割等納入申告データ  
33.2円 (納入申告書データ入力税抜き1件当たりの単価)  
32.6円 (納入申告データ作成税抜き1件当たりの単価)
  - (4) 地方税共通納税システムに係る収納データ  
6円 (収納データ作成手数料税抜き1件当たりの単価)  
50,000円 (地方税共通納税システムデータ連携料税抜き1か月当たりの単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1  
項第2号に該当

# 告 示

## 埼玉県告示第六百十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年六月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県ホームページ運用業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県県民生活部広聴広報課企画調整・ウェブ担当 埼玉県さいたま市浦和区  
高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
ヤフー株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 5 契約金額  
47,755,070円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1  
項第1号に該当

## 埼玉県告示第六百十五号

# 告 示

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号。以下「条例」という。）第四条の規定により、ふぐ調理師試験を次のとおり行う。

令和二年六月九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 試験方法並びに試験期日及び試験会場

#### イ 学科試験

令和二年八月十八日（火）

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号

さいたま共済会館五〇一会議室

#### ロ 実技試験

令和二年八月二十日（木）

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町二丁目五番地

国際学院埼玉短期大学

### 二 試験科目

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成十五年埼玉県規則第八十三号）第四条各号に掲げる試験科目

### 三 受験資格

条例第五条に規定する者

### 四 受験手続

#### イ 提出書類

令和二年度埼玉県ふぐ調理師試験実施要領に規定する受験願書等

#### ロ 試験手数料

一万八千四百円を受験願書等の提出時に納付すること。

#### ハ 出願期日及び提出場所

令和二年七月一日（水）及び同月二日（木）

午前十時から午後四時まで

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県衛生会館五一一会議室

#### ニ 受験願書等の提出方法

提出場所へ直接持参すること。郵送による提出は認めない。

### 五 令和二年度埼玉県ふぐ調理師試験実施要領及び受験願書の交付場所

埼玉県保健医療部食品安全課及び埼玉県各保健所

さいたま市保健福祉局保健部食品・医薬品安全課及びさいたま市保健所（大宮市場内の食品衛生課市場監視係を含む。）

川越市保健所

川口市保健所

越谷市保健所

六 合格発表

令和二年九月十八日（金）午前九時に埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前掲示板及び埼玉県保健医療部食品安全課ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に郵送で可否を通知する。

# 告示

## 埼玉県告示第六百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、嵐山中部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和二年六月九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

| 職名 | 氏名    | 住所                   |
|----|-------|----------------------|
| 理事 | 青木 章  | 埼玉県比企郡嵐山町大字越畑六百七十九番地 |
| 同  | 市川 務  | 同 同 同 越畑千百九十四番地      |
| 同  | 市川 良子 | 同 同 同 越畑千四百五番地       |
| 同  | 井上 公雄 | 同 同 同 廣野五百六十番地       |
| 同  | 内田 輝  | 同 同 同 杉山九百五十七番地      |
| 同  | 大澤 徹  | 同 同 同 太郎丸八十七番地       |
| 同  | 金子 明夫 | 同 同 同 杉山八百十七番地五      |
| 同  | 金子 雅行 | 同 同 同 杉山四百八十九番地      |
| 同  | 強瀬 行浩 | 同 同 同 越畑八百九番地二       |
| 同  | 権田 行男 | 同 同 同 廣野九百十九番地       |
| 同  | 田島 亮  | 同 同 同 平澤九十六番地五アクア    |

グレイス二百二号室

### 二 退任

| 職名 | 氏名    | 住所                   |
|----|-------|----------------------|
| 理事 | 眞下 尚良 | 埼玉県比企郡嵐山町大字越畑千六百十五番地 |
| 同  | 市川 茂  | 同 同 同 越畑千七百七十一番地二    |
| 同  | 田嶋 伸行 | 同 同 同 越畑千四十八番地       |

|            |           |          |          |             |          |           |            |           |           |           |          |           |           |           |           |                      |
|------------|-----------|----------|----------|-------------|----------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------------------|
| 同          | 同         | 監事       | 同        | 同           | 同        | 同         | 同          | 同         | 同         | 同         | 同        | 同         | 同         | 同         | 同         | 理事                   |
| 馬場一夫       | 小林一夫      | 水嶋きよ子    | 内田実      | 松本美智男       | 栗原和夫     | 初雁秀男      | 永島秀夫       | 田畑章       | 青木克行      | 中村倉司      | 大澤幸弘     | 杉田豊       | 強瀬達夫      | 内田榮       | 奥田定男      |                      |
| 同          | 同         | 同        | 同        | 同           | 同        | 同         | 同          | 同         | 同         | 同         | 同        | 同         | 同         | 同         | 同         | 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山八百十四番地一 |
| 同          | 同         | 同        | 同        | 同           | 同        | 同         | 同          | 同         | 同         | 同         | 同        | 同         | 同         | 同         | 同         |                      |
| 同          | 同         | 同        | 同        | 同           | 同        | 同         | 同          | 同         | 同         | 同         | 同        | 同         | 同         | 同         | 同         |                      |
| 越畑四百六十三番地二 | 広野五百八十三番地 | 杉山千二百九番地 | 広野千八十二番地 | 吉田二千四百四十九番地 | 広野千九十八番地 | 杉山六百四十一番地 | 広野五百四十八番地一 | 勝田八百六十一番地 | 越畑六百七十三番地 | 太郎丸四百十八番地 | 太郎丸五十二番地 | 広野二百七十八番地 | 越畑八百二十九番地 | 杉山千四百番地十二 | 杉山八百十四番地一 |                      |

# 告 示

## 埼玉県告示第六百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年六月四日認可した。

令和二年六月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

江袋溜井土地改良区

二 事務所所在地

熊谷市

# 告 示

## 埼玉県告示第六百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年六月四日認可した。

令和二年六月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

荒川中部土地改良区

二 事務所所在地

深谷市

# 告示

## 埼玉県告示第六百十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、それぞれ同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

令和二年六月九日

埼玉県知事 大野 元裕

| 公園施設等の名称          | 受託者の住所、名称及び代表者氏名                  | 委託期間                           |
|-------------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| 吉川公園の野球場及び運動場の使用料 | 吉川市吉川二丁目一番地一<br>吉川市<br>吉川市長 中原 恵人 | 令和二年四月一日から<br>令和三年三月三十一日<br>まで |

# 告示

## 埼玉県告示第六百二十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条の規定による処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

令和二年六月九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 聴聞の日時及び被聴聞者

|              |                 |                        |  |
|--------------|-----------------|------------------------|--|
| 聴聞の日時        | 被聴聞者の商号又は名称     | 被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名） | 被聴聞者の主たる事務所の所在地  |
| 令和二年七月七日午前十時 | 株式会社エヌエスコーパーション | 白田 俊夫                  | 神奈川県鎌倉市稲村ガ崎一丁目十五番二十三号（宅地建物取引業法上の事務所所在地埼玉県さいたま市大宮区仲町二丁目二十七番地） |

### 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館四〇三会議室

# 告示

## 埼玉県告示第六百二十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

令和二年六月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 聴聞の日時及び被聴聞者

|                 |             |                        |                  |
|-----------------|-------------|------------------------|------------------|
| 聴聞の日時           | 被聴聞者の商号又は名称 | 被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名） | 被聴聞者の主たる事務所の所在地  |
| 令和二年七月七日午後一時三十分 | 株式会社仲野      | 仲野 浩通                  | 埼玉県ふじみ野市大井千八十一番地 |

### 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館四〇三会議室

# 告示

## 埼玉県告示第六百二十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

令和二年六月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 聴聞の日時及び被聴聞者

|                 |             |                        |                        |
|-----------------|-------------|------------------------|------------------------|
| 聴聞の日時           | 被聴聞者の商号又は名称 | 被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名） | 被聴聞者の主たる事務所の所在地        |
| 令和二年七月七日午後三時三十分 | 株式会社アイシーク   | 岩沼 伸晃                  | 埼玉県川口市芝下三丁目九番二十二号N Kビル |

### 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館四〇三会議室

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第三十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年六月九日

埼玉県公営企業管理者 高柳 三郎

- 1 業務委託の名称  
020 庄委第 15-1-2 号 庄和浄水場浄水発生土収集運搬業務委託
- 2 入札の公告を行った日  
令和 2 年 2 月 4 日
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和 2 年 3 月 30 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
太平洋陸送株式会社 代表取締役 相澤 伸彦  
埼玉県熊谷市三ヶ尻 5378 番地
- 5 契約金額  
1 トン当たり 3,234 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 発注機関の名称及び住所  
埼玉県庄和浄水場  
埼玉県春日部市新宿新田 100 番地

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第三十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年六月九日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

- 1 業務委託の名称  
020 新委第 15-1-2 号 新三郷浄水場浄水発生土収集運搬業務委託
- 2 入札の公告を行った日  
令和 2 年 2 月 4 日
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和 2 年 3 月 30 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社三郷興業 代表取締役 中村 義旭  
埼玉県三郷市半田 484 番地 1
- 5 契約金額  
1 トン当たり 2,475 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 発注機関の名称及び住所  
埼玉県新三郷浄水場  
埼玉県三郷市南蓮沼 1 番地

# 告 示

## 埼玉県選挙管告示第二十二号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和二年六月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和二年六月十五日 午前十一時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 選挙啓発について

イ その他